

近世後期～幕末期における「議論」と 「意思決定」の構造

Structure of “the argument” and “decision making” from the Late Edo
period to the Closing Days of *Tokugawa shogunate*

伊故海 貴則*

はじめに

近世社会が変容を迫られた 18 世紀末（近世後期）から、19 世紀中盤（幕末期）における「議論」・「意思決定」のあり方はどのように観念付けられていたのか。本稿は、近世後期以降の「議論」と「意思決定」に関する概念分析を試みるものである。

近世における「議論」や「討論」については、幕末期の「諸士横議」に着目した藤田省三氏による先駆的成果¹⁾があるものの、近年において研究が進んだ比較的新しいテーマである。なかでも、三谷博氏は幕末における身分や藩を超えた縦横の「議論」の活性化を当該期における「公議」思想の高揚をふまえて論じた²⁾。次いで上田純子氏と朴薫氏は、幕末の各藩における「会議」・「議論政治」の実態とそこで生じた問題を明らかにした³⁾。また思想史では、前田勉氏が「会読」・「討論」の思想と 18 世紀末以降における政治実践化の様相を検討し、それらの意義を「再発見」した⁴⁾。

しかし、これらの研究では近世社会における「水平的コミュニケーション」や「討論」慣習の歴史的意義を強調する傾向が強く、「議論」の後に行われる「意思決定」のあり方については関心が払われていない。「議論」という

* 立命館大学大学院文学研究科博士後期課程

行為が物事を決定していく前段階の行為である以上、「議論」の後に行われる「議決」（「意思決定」）において、どのような「決め方」が採られていたのか、それはどのように観念付けられていたのかも分析する必要があるだろう。「意思決定」の構造を踏まえうえて、改めて近世における「議論」の問題を検討すべきである⁵⁾。

以上の問題を考えるうえで、示唆的な論点を提示しているのが奈良勝司氏である⁶⁾。奈良氏は幕末維新期の「公議」形成において、「至当」（為政者が正しいと考える意見）と「衆議」（多数意見）の「一致」が要請されたとする。そして、その試みが明治六年政変により破綻に至り、その結果、「全会一致」とは異なる「多数決」が導入されていくとして、当該期における「意思決定の位相」を検証した。「公議」形成という政治的な「意思決定」の場面において「一致」が希求された点は、近世社会の「意思決定」の構造とも不可分の関係だと考えられる。しかし、奈良氏は幕末期における「意思決定」において、「一致」が、なぜ強固に志向されていたのかについては十分に解答していないように思われる。この問題について、奈良氏はペリー来航以降、政治課題となった「挙国一致」による「万国対峙」の実現の模索に「一致」が希求された根拠を求めている。確かに、ペリー来航を画期として「国力問題」が浮上し、国内の「一致」が強烈に意識されたことは一つの根拠である。しかし、「一致」状態の形成は何も「挙国一致」だけの問題ではない。後述するように、「一致」は個別の領地経営や家政においても希求されていた。要するに、「一致」が志向された要因は、対外問題だけをもって説明することはできない。「一致」形成を規定している思想的背景については奈良氏においても未解明である。したがって、本稿では近世後期の「意思決定」において、「一致」が強固に志向された思想的要因を踏まえうえて、「意思決定」のあり方を捉え直していきたい。

また、奈良氏の考察は政治過程における「意思決定」の問題のみを扱っており、「意思決定」の前に行われる「議論」については、十分な考察がなさ

れているわけではない。前述したように、「議論」と「意思決定」は密接に関係する行為であることから、両者の構造を視野に入れた分析が必要である⁷⁾。その際に考慮すべきは、近世においては誰が「一致」のイニシアチブを握るのかということである。この点については、奈良氏も具体的に論じてはいない。本稿ではこの問題も視野に入れたうえで、観念と実態の両面から近世社会の「議論」における「一致」形成のメカニズムを検討したい。

以下、第一章では徳川政権が築いた武家社会の特質を概括したうえで、18世紀前後の体制動揺期における儒者や為政者の論説を検討し、当時において「議論」するということや、最終的な「意思決定」はどう観念付けられていたのか、当該期に共通した原理・構造を抽出する。そして第二章では、こうした「議論」・「意思決定」のあり方が幕末期にどう展開していくのかを検討する。そのうえで、これらが幕末期に構想された議事機関の特質にどう影響したのか、「西洋化」の視座にとらわれない形で展望する。その意味で、本稿は具体的な事例分析に基づく個別実証的な論稿ではなく、中長期的視野から「議論」や「意思決定」に関わる概念の問題を検討する、いわば政治理念史的な論稿である。

第一章 近世後期における「議論」と「意思決定」

第一節 徳川国家の支配秩序

まず前提として、17世紀に成立した徳川による国家支配秩序の特質についてふれておきたい。端的に言って、それは元和元年（1615年）の武家諸法度に「以法破理、以理不破法」⁸⁾とあるように、「理」よりも「上」（君）の「威光」や「法」が絶対視された「武威」に基づく「兵営国家」⁹⁾であり、また、士農工商が各々の身分が担うべき「職分」に務めることで成り立つ「家職国家」¹⁰⁾というべき支配秩序であった¹¹⁾。後述するように、これらは朱子学理念に不適合な体制であった。こうした徳川国家の支配秩序について、広島藩

主の側儒を務めた朱子学者の堀景山は、寛保2年頃（1742）に著した『不尽言』¹²⁾で次のように洞察している¹³⁾。

日本ノ武家ノ風トシテ、スベテ人ニ智恵ヲツケラレタ事ヲソノトホリニ受テ用ヒ、自分ヲ仕損アヤマツテ改メナホスコトヲ、人ノ卑下恥辱トスル習ハセト成来レリ、況ヤ上様ノ人ハ猶以テ下カラ智恵ヲツケラレ、其イフヤウニウレバ、上ノ威光ガ落ルト覺エ、下トシテ上ノスルコトヲトヤカフ云フコトヲ、甚ダ無体慮外ナコト、立テ、アルユエニ、タトヒミス／＼ノ仕損過リガアツテモハヤ、一旦上ヨリイヒ出シ事、スギタコトヲ跡カラ罪己、アヤマツテ改メナホスコトヲイカイ上ノ恥辱トシ、ソノヤウニスレバ後ニハ下カラアナドラル、ヤウニナルモノト思ヒ込ム也。是ハ武家ハソノ武力ヲ以テ天下ヲ取り得タルモノナレバ、ヒタスラ武威ヲ張り輝ヤカシ下臣ヲオドシ、推シツケヘシツケ帰服サセテ、国家ヲ治ムルニモ只モノ上ノ威光ト格式トノ両ツヲ恃ミトシテ政ヲシタルモノナレバ、只モノ上ノ威ヲ大事ニカケルコトユエ、自然トソノ風ニ移リタルモノ也。（中略）況ヤ日本ノ武風ニ於テ、下トシテ上ノ仕置ヲトヤカウト批判スルハ理非ノ差別ナシニ、先ヅ慮外無体ノ至極トスル急迫厳酷ナル風習ナレバ、何トシテ大体ノ氣量ノ人君ニテハ諫ヲ容ル、ト云フコトアルマジキコト也、シカレバ一命ヲスツル心ナラデハ上ヲ諫ルコトハナラヌユエ、下トシテモ亦上ヲ諫ル者ハ希有ナルコト也。日本ノ武風モ秦ノ始皇ノ政治ノ風アリテ、下トシテ上ヲ議スルヲ忌ミ悪ミ只ムキニ武威ト法トヲ以テ民ヲ治メフトシタル（中略）況ヤ人君トシテ下ヲ下知シ、自由ニ引マハス身ニテ、我がセウト思ヒ込シタルコトヲ打ヤメテ下ノ意見ニシタガヒ、諫ヲ容レ用ルコトハ大体ノコトニテハ成ガタキ勢ト知ルベシ

しかしながら、かかる支配秩序は「上」が「専制的」に統治を行うような

ものではなかった。家老らの「人心」が離反するからである。実際に、徳川家康の側近で玉縄藩主であった本田正信の著作と伝えられる『治国家根元』に「言路ヲ開クト云ハ、上へ何事ニモ物ノ申能様ニスル義ナリ」とあることから、「下」の意見を聞く「言路洞開」理念は近世初期から存在した。「上ノ為ニ成事ヲ申、亦ハ君ノ身持・作法ノ悪キヲ諫ル者ノ事ナリ」というように、「下」の者の「職分」として「諫言」が意識されていたのである¹⁴⁾。

ただし、「人ノ申事ヲ此方ニテ理非ヲ了簡シテ、是ヲ用ルハ則我智恵ナリ。人ノ云事ナレドモ用ヒ玉フハ、君一人ノ御心故ニ皆上タル人ノ智恵ニナルナリ」と、「人」（「下」）の意見を「用ルハ」、「我」（「上」）であるから「人ノ云事」は「皆上タル人ノ智恵ニナル」という論理からもわかるように、「言路ヲ開ク」ことは、あくまでも「下ヨリ申事ハ上ノ心ト少シハ違フト云ドモ、上ノ心ヲ捨玉ヒテ下ノ義ヲ用ヒ玉フ時ハ、下ヨリ進ンデ忠諫ヲ奉ルモノナリ」と、「上」たる者の役割だと理解されていた¹⁵⁾。そうであるがゆえに、『不尽言』に「一命ヲスツル心ナラデハ上ヲ諫ルコトハナラヌユエ」¹⁶⁾と記されているように、「上」の「威光」を損ない兼ねない「諫言」は命がけの行為であると捉えられたのである。したがって、「諫言」を採り入れ、「下」の意見を採用するか否かは「上」の裁量に委ねられるのである。

こうした支配体制は18世紀中期以降、大名家の財政悪化や災害、飢饉、一揆の頻発、村落構造の変化、諸外国の接近などで動揺した。いわゆる内憂外患の状況に陥ったのである¹⁷⁾。そのなかで、徳川国家において「無用」の存在だと自己規定していた儒者たちの中から、儒学理念に基づく政治変革の主張がにわかに高まり、政治実践化される動きが生じ始めた。寛政異学の禁による朱子学の「正学」化や武士の人材育成を目的とした藩校教育、名君論、牧民官論の流布、献策・上書の活性化などが代表例である¹⁸⁾。こうして18世紀末以降、儒学理念が各身分を超えて普及するようになった¹⁹⁾。本稿で考察する「議論」とは、かかる潮流のなかで意識され始めたものである。

第二節 「上下一和」と「至当ノ理」

それでは、18世紀末以降の社会における「議論」と「意思決定」はいかなる特質を持っていたのか。はじめに「経世学」系の儒者で、現実の政治課題にこたえるべく儒学を実践的な方向へと組み替えるなど、当該期の藩政改革の代表的イデオログとして評価される細井平洲の論説を事例に、当該期における「議論」と「意思決定」の特質を検討したい²⁰⁾。

天明7年(1787)に尾張藩主徳川宗睦から藩政改革に関して諮問を受けた際、細井は「御政事は大小共に公論公評にて無御座候得ば、衆心一定不仕候」と述べたうえで、「御表向衆人広座にて、君臣公会の上、執政大身より有司小臣迄、御政事に預り候程の輩は、御前にて声高に利害を申合、無腹蔵直言を尽し、存含候胸中忌み嫌ひなく申上候を被為聴度御儀と奉存候」と意見した²¹⁾。「御政事に預り候程の輩」が議論の場＝「公座」で「声高に利害を申合、無腹蔵直言を尽し、存含候胸中忌み嫌ひなく」意見を述べて「議論」＝「公論」しあい、「衆心一定」を図ることが肝要であるという主張である。「公」の場での忌憚ない「議論」が「是非一筋にかたまり候に付、終には成功」²²⁾を得るという具合に、「政の成就」につながると彼は意識していたのである。細井においては、「議論」＝「公論」という行為が「衆心一定」の形成に不可欠だったのである。

ここで、細井が記した「公論」について補足したい。「公論」概念については、これまでペリー来航以降に浮上してきたものだと論じられてきた²³⁾。しかし、近年の研究では中世の禅宗世界や近世前中期の儒者たちにおいても、「公論」概念が使用されていたことが明らかにされているように、「公論」(同義概念としての「公議」)は、本来は儒学の概念であった²⁴⁾。ただし、ペリー来航以降の「公論」(「公議」)は国家意思決定における意見聴取範囲の全国的拡大と、従来身分にとらわれない幅広い階層の藩政や政局への参与を正当化する性質を持った概念として立ち現れたという意味で特有のものであった。ここでは、「公論」(「公議」)言説は必ずしも幕末維新期限定の概

念ではないことを付言したい。細井における「公論」は、あくまでも藩政に参与できた固有の層と君との間での「議論」²⁵⁾であり、幕末維新时期における「公論」（「公議」）観念とは若干の違いがある。

また、『嚶鳴館遺草卷之五』²⁶⁾においても、彼は「上下一和不致候て善政成就いたし候事は古今共に相見不申」であることから、「一和と申事は御政事の行れ申候最第一」として、「一体の和を御志候はばまづ下諸役の人々へ心易く、物事御相談を御しかけ被成度候。相談と申時は貴賤上下の差別なく、人々了簡を申合候て、是非曲直無腹蔵論判いたし候事に候」と述べている²⁷⁾。ここでも、忌憚ない「議論」による「上下一和」の形成を唱えていることが確認できる。「上下一和」の形成は「善政」の最優先課題なのである。ただし、「上下の交り調ひ候は、まづ上が初に御座候。たとへて申候は、賤きものが尊き人の前へ出候時貴き方よりまづ是へと申挨拶無之候得ば、賤き方より先それへとては難罷出候。此姿にて御考へ可被成候。親みも上より下を親み候が初にて、和するも上より下に和するが初にて御座候」²⁸⁾と、「議論」による「上下一和」の実現は「上」が主導して行うべきものとされた。つまり、細井は「上下一和」を君主の主導で形成すべきものと論じたのである。

そもそも、徳川国家は君主の「威光」に基づく「武威」の国であるため、「下」が意見を述べることは憚れていた。ゆえに「君」＝「上」の側から、「言路洞開」や「議論」を奨励して「上下一和」させることが求められたのである²⁹⁾。細井の論説は「家国の大政に至り候ては迎も君御一人にて被為行候儀にても無御座、貴賤親疎となく大勢の御役人を以、被為執行候儀に御座候得ば、上下一統に君上の御内心を明白」³⁰⁾になるといのように、単なる上意下達ではないものの、あくまでも君主権威の強化を意図して展開されていたことに注意しておきたい³¹⁾。

次に、細井とほぼ同時期に長岡藩主の侍読を務めた高野余慶が、寛政8年（1796）に編纂した『昇平夜話』を考察する。『昇平夜話』は領主や家臣層の政治に対する心得や逸話などをかき集めた書物であり、当該期の政治社会の

一般的な問題を知るうえでも重要な書とされる³²⁾。こうした特徴を持つことから、『昇平夜話』において「議論」という行為がどのように記述されているのかを検討することは、当該期における共通した「議論」観念を抽出することにつながると考えられる。以上を踏まえたうえで考察を行いたい。『昇平夜話』には「熟談」について、以下のように記されている³³⁾。

都て役人は高下に寄らず、表向に就て是非を争うは有るべき事勿論なり、何程争ても私意をさえ挟まざれば遺念遺恨なく、諸事熟談ならざる事なし。その内にはしかじか各々存念有ながら、云い顕わして是非の討論もせず、穏便に見えて蔭にては互に非を数え誇り合うは、きたなき意地合にて士の意地にあらず、不忠の大なる者なり。いやしくも忠を以て目あてにせば、互に心底を云い明し、是非を論ずればとて、遺恨有べき様なし。いつの世にても同役同様の了簡は有まじ、却て同様に調和してこそ、至当の理には決すべけれ（中略）さてまた重き役人を初め、末々に至るまで、たとえば五味の各異なる味を集め合せて、美味に調和するは君なり、料理人上手なれば、よく味を調和して美味となす、人君賢明なれば、衆才を集てよく調和して、至当の理に帰せしむ（中略）その責只料理人と、人君とにあり、辛も甘きも各持前の味にて、辛甘に罪有にあらず、塩梅の仕方にあり、人君はなお料理人のごときか、さてまた同利相和せず、熟談せざるは、思わくに異見を立て、または誰へ遠慮、彼への見合せ、あるいは鼯鼠々々有によりてなり、かくのごとくなれば事延々に流れて決せず、国を失うに至る、これ大なる政事の害なり、事の決する所は、至当の理には決せずして、気強にいい張るもの云勝に決するなり、よりて下にては服せざるもの多し

「いつの世にても同役同様の了簡」はないため「互に心底を云い明し、是非を論ずればとて、遺恨有べき様なし」と、忌憚ない「熟談」を行う必要が

説かれており、「熟談」の結果、「遺恨」は消失し「末々」まで「調和」して「至当の理」に至ると認識されている。

逆に「熟談」しない場合は「事の決する所は、至当の理には決せずして、気強にいい張るもの云勝に決するなり、よりて下にては服せざるもの多し」と、「遺恨」が残り「大なる政事の害」になるとされる。また、「よく調和して、至当の理に帰せしむ」のは「人君」の役割であると記されている。

これは、「議論」＝「公論」による「上下一和」を唱えた細井の主張と同質の構造といえるだろう。このように、当該期の「議論」（「熟談」）は「異見」や「遺恨」を消滅させ、「至当の理」（異論がなく、末々まで「一致」した状態）に「調和」することを目的としていた。したがって、「議論」の末に決せられる「意思決定」は、「至当」という人々が「調和」した「一致」状態であることを自明のものとしていたのである。

ここで問題となるのは、「至当」は何をもって担保されるのかということである。それは、より上位の者によって担保された。すなわち「君」である。『昇平夜話』では「重き役人を初め、末々に至るまで、たとえば五味の各異なる味を集め合せて、美味に調和するは君なり、料理人上手なれば、よく味を調和して美味となす、人君賢明なれば、衆才を集てよく調和して、至当の理に帰せしむ」というように、各人の意見を「調和」して「至当の理」に導くのは「君」の役割とされている。また、やや時代が下って広瀬淡窓が天保11年（1840）に記した『迂言』には「君ハ国ノ本ナリ。君正ケレバ正カラザル者ナキハ、古今ノ常理ニテ、五尺ノ童子モ知ルコト」とある³⁴⁾。君の正しさを「常理」としている。このように、近世日本においては「一致」状態を担保し、「至当」に「調和」させる存在として、「上」＝「君」が認識されていたのである。

以上のように観念付けられた背景には、「武威」の国であることのほかに、日本における「朱子学」の問題、特に「公」・「理」に対する認識も大きく関係していると考えられる。

先行研究では、本来の朱子学における「理」とは「公」なるもので、「横」に超越するものといわれている³⁵⁾。よって、「理」と密接に関係する朱子学の「公議」「公論」は普遍性を含む「公平無私な正しい議論」³⁶⁾とされる。しかし、徳川国家は科挙による官僚制が制度化されず、本来は「武力」の担い手であった「武士」がそのまま「統治」を「職分」として担うようになるなど、朱子学による国家構想のなかでの「落第生」であった³⁷⁾。かかる「兵営国家」、「家職国家」を支えた思想基盤は、他の東アジア諸国と異なり、朱子学ではなく兵学であった³⁸⁾。徳川国家は朱子学の思想と不適合な体制だった³⁹⁾。それゆえ、日本においては「家職国家」を擁護するものとして朱子学の思想を「読み替える」動きが生じたとされる。渡辺浩氏は「家職国家」とその中における「理」・「公」概念の性格を次のように指摘する⁴⁰⁾。

世襲を原則とする「家」が「天命」とされる「職分」として「家職」を持ち、各家がその務めを果たすことで秩序が維持されていると観念された国家。道徳、「善」の内容は万人共通ではなかった。「家業」=身分によって大きく異なった。様々な形の「理」、それがピラミッドの図柄のジグソーパズルのように組み合わせあって、万人あるいは日本人の共存を成立せしめる。「横」に「超越」する「理」の尊厳の世間に対する協調は、日本の儒者にも誇りと威信をもたらしたかもしれない。しかし、単にそれだけでは反感・嘲笑・孤立を招きかねない社会だった。そこで、朱子学に学び、しかも「家職国家」に即して「理」を解する人々が次々と出現した(中略)身分道徳の擁護者として、多少とも変質した朱子学なし朱子学的な教えが根強い支持を得続ける基盤は、あったのである。それらの「朱子学」においては、つきつめれば、万人が「公」になるのではなく、万人が上級者に「奉公」(日本語の意味で)することによって、正しく共存が成立すると想定する。したがって「理」は「横」に拡がるより専ら「理」は「上」へつながる「縦」の「理」の性格を帯びる。

(中略) 明治以降、徳川時代の「正統」だったとしばしば誤解された朱子学は、大凡このような「朱子学」であろう。「御公儀」がそれを「採用」したなどというのは無論事実でない。中国・朝鮮で主流をなした朱子学とも、かなり異質である。しかしそれは、「家職国家」日本の現実には確かにかなり沿っていたのである。

渡辺氏によれば、日本では体制を擁護するものとして、朱子学の「理」や「公」が読み替えられた。「理」は「上」へと通じる性質を持つようになったのである。「議論」における「至当ノ理」に「調和」させる主体として、「上」＝「君」が位置づけられた思想的背景には、かかる「理」や「公」に対する認識の問題があると考えられよう。

「理」について、もう少し補足したい。菅原光氏によれば、「朱子学の想定する「理」は一つであり、絶対的なものであった。人はすべて、天から同じ「理」を与えられている以上、人にとって何が正しいかは一義的に決まってくる。複数の正しさというものはあり得ないし、価値は相対的ではあり得ない。朱子学的に考えれば、ある人が考える正しさと、別の人が考える正しさとが異なっているという場合、どちらかが間違っているか、どちらも間違っているかのいずれかでしかあり得ない(中略)何が正しいかを理解し得ない人々に、正しい行為をさせるようにしなければならないのである。これはお節介などではない(中略)何が正しいかが分かっているのであれば、それは他の人々にも強制し、自分以外の人達をも正しい領域へと導くことは義務である。そう朱子学では考える側面がある」とされる⁴¹⁾。

「議論」において「至当ノ理」という「異論」のない「一致」状態、換言すれば、ある一つの「正しさ」によって間違った意見—「異論」—が矯正させられた状態を導こうとする態度は、菅原氏が指摘する「理」の性質を背景として考えられよう。それは「理」が「上」につながるものに変質しても変わらないのである。「一致」が希求された思想的背景は、ここにある。

第二章 幕末期における「議論」と「意思決定」

第一節 幕末の諸変容

後述するように、18世紀末から19世紀初頭における「議論」や、そこでの「意思決定」の特質は、基本的には幕末期においても変容しなかった。ただし以下の点において、これまでとは異なった動きが生じ始めた。これらは当該期の「議論」や「意思決定」の問題を論じるうえで踏まえておくべき事象なので、概要を説明しておく。

一つは、18世紀末以降、従来は政治参加できなかつた下級武士層のなかから、政治参加を求める動きが生じたことである⁴²⁾。「下」の側から「言路洞開」が積極的に要求—あくまでも「上」の「仁政」として—されるようになったのである。そのなかで、本来は「職外」であるはずの職務に対しても意見を述べる者が現れ始めた。朴薫氏が論じているように、水戸藩の藤田東湖などがその典型である⁴³⁾。また、藩の経済政策において民からの献策が採用されるなど、民の「公論」が藩政に一定程度、反映されるようになった⁴⁴⁾。

もう一つは、ペリー来航を契機として、国家意思決定過程における「衆議」の対象範囲が縦横に拡大したこと。そして、条約交渉のなかで、徳川の「武威」が喪失したと認識されたことである。これについては、文久2年(1862)8月に松平春嶽が政事物裁職辞任を嘆願した際の草案より検討する⁴⁵⁾。

国初之義ハ不及申幕府之御武徳御旺盛ニ御座候節ハ、天朝を奉初諸侯已下草莽黎庶ニ至る迄幕府に依頼信随仕、天下之権柄を挙げて幕府に委任し奉り、露斗りも疑事なく危踏事無御座候、然ル処近年來幕府之御威権外国之為ニ挫候より、天下之人心暗に嫌疑を抱き奉戴せざるの勢と相成り、甚敷ニ至り候而ハ、幕府之権柄を分ち奪ふて各自之上ニ逞ふせんと欲する之兆御座候、凡威権ハ公なるに帰して私するに離れ候事自然之理

勢にて癸丑之度亜墨利迦之使節浦賀港へ致渡来候ハ、開国已来未曾有之珍事にて、日本国之大事に御座候故、和戦之策を列候に御垂問ハ御座候得共、其御用捨之際ニおゐてハ曖昧模糊として曾て公然たる御開示無之、彼国へ之応接ハ悉く廟堂之密議に出、秘して我国人之聞く事を御厭ひ被成、其待遇之形迹に至つてハ怯懦屈辱を極められ候故、天下挙つて奮激を発し嫌疑を抱き、幕府之御威力凋衰して威信之立難きを推量し、人心各其好む処に向ふて恣奔横走に及び、議論下に紛興して、敢て幕府之制令を甘んじ受不申様相成候義慨嘆之至ニ候得共、是皆幕府之権柄を私するに失はれ下に授け与へられたるも同然之事ニ御座候、従是已後も外国之応接待遇之筋ハ皆前轍に依り、秘して天下に公にする之御所置無之、幕府一己之私議に任せられ候故、遂に誣妄を天朝に及ぼされ候程之大事と相成候、畢竟二百年来之鎖鑰を開ひて外国を待れ候は、制度之變通天下之一大公事に候処、幕府之私を以是を擅にせられ候故、天下嗷々として公論を唱へて服し不申ハ其謂れ有之事ト被存候、国初已来幕府之御政令私なしとも難申哉ニ候得共、天下ニ嫌疑之念無之時ハ安堵遵奉して誰あつて犯し侮る者も無之候ひしが、外国之事件ハ惣而制外ニ出候ニ付、公私之分旧套定格を以覆ひかくし難き次第と相成候故、天下悉く幕府之私を咎め議論を究め人心大ニ乖戾を生し候得共、幕府ハ是に反して更ニ其私なる事を察せられず、旧時之威力猶今日に施すへき歟との御見込ニ而非義暴政殆其極ニ至り候故、人心之離叛も大に窮り（中略）、当時におゐてハ幕府従来之私心を舍、天下輿論之公に従ひ、非として私ト斥す処ハ悉く去り尽し、天下に謀つて天下を治め人心に従ふて人心を安んじ候ハ、天下惣而幕府と一体ト相成可申候、天下一体之如くに相成候得ハ、幕府ハ自ら首領之威権あるへきハ必然之勢ひにて、胸腹手足制を首領に仰かざる事を得ざるも亦自然之道理に有之候、若自然を失ふて施為に亘り、幕府の力を以天下を治めんとするハ一身を以衆敵に当るも同様ニ而、力尽き身蹙るゝに至つて始めて一己之力を恃んで衆人の懐を

取りし事を後悔するに止り可申候、公私之去就之理利害之弁明らかなる事白日灼火の如くにて、幕府公に従へハ威権復すへく弊政興るへく候、私に従へハ滅亡之外ハ有之間敷候、当今公武を合せ外国に応する、惣而天下之公論正議に従ふて、幕府之私意を用る事無之、天下之望を慰し天下の心を安んし候義先務肝要たるへくと被存候。

春嶽は、「幕府」の「御武徳」、「威権」が「旺盛」な時は「政令」に「私」があっても「天下」（支配が及ぶ範囲）に「嫌疑之念」はなかったとする。円滑に統治できていたし、正統性に疑いは生じなかったとする主張である。しかし、ペリー来航によって「幕府之御威権外国之為ニ挫」して、「天下之人心暗に嫌疑を抱き奉戴せざるの勢」となり、「公私之分旧套定格を以覆ひかくし難き次第」になったと指摘している。「兵営国家」の根幹である徳川の「御武徳」が喪失し、支配の正統性が疑われる事態となり、徳川の支配が「私政」へと転落したと認識しているとわかる。

したがって、今後は「人心之離叛」を防ぐべく、「幕府従来之私心を舍、天下輿論之公」に従い「天下に謀つて天下を治め人心に従ふて人心を安んし候ハハ、天下惣而幕府と一体」になるとして、「天下」の「公論」と一体化することで幕府の「首領之威権」は回復すると説く。「天下之公論正議」を無視することは「幕府之私意」であり、正統性が喪失するという論理である。

このように、春嶽は「天」と乖離してしまった徳川の権威を再び「天」と一体化させるよう訴えた。その際、「天下」の「公論」を取り入れることが理念の次元で意識されたのである⁴⁶⁾。当該期において「公議」「公論」が浮上したのは、かかる状況認識が背景にある。以上の動向を踏まえううえで、幕末期における「議論」の問題をみていきたい。

第二節 「議論」観念と実態—越前藩の「大議論」をめぐる横井小楠の認識—

幕末期の「議論」については、「公議政体」や「討論」実践のイデオロー

グとして高く評価されるなど、当該期の「議論」の問題を考えるうえで無視できない存在である横井小楠⁴⁷⁾を事例に考察する。具体的には、彼が「議論」という行為をどのように認識していたのかを分析することで、当該期の「議論」や「意思決定」に潜む問題を抽出していく。

まず「安政二年十一月三日立花壱岐宛書簡」（1855年）を取りあげたい。これは和親条約締結後の幕政改革に関する意見を記したものであるが、そのなかで、横井は各藩から「天下之人才」を江戸へ呼び寄せて「講習討論」する必要を次のように論じている⁴⁸⁾。

今日之大急務之御処置、天下人才之悉名顕候者総て江戸に被召寄、天下之政事当今急務御誠心を御打明し、老公を初諸閣老三奉行に至り候迄貴を忘て御講習被成候へば天下の人言を求め天下人心を通じ天下之利病得失を得候事は此一挙に有之候。勿論其人々相互之講習討論は尤盛に行れ面々所見殊候共、遂には一本之大道に帰し可申候。是則舜之開四門達四聰之道にして天下之人才と天下之政事を共に致し、公平正大此道を天下に明にするは此外に道は無之候。勿論一国之執政大身たり共少も無御遠慮被召寄候は当然之御事にて、扱其正議讜論は現実に御政事に御施行被成候へば、列藩深痼之俗説弊風自然に氷解いたし正大之風に変化いたし候は不日之勢と奉存候

最初は「所見」を「殊」にしても、「講習討論」によって「俗説弊風自然に氷解」して「一本之大道」が形成されると認識されている。そのうえで、かかるプロセスを経て形成された「正議讜論」によって政治を行えば、「列藩深痼之俗説弊風」は「自然に氷解」し、「正大之風」に転じるとされている。この書簡で説かれている「講習討論」では、唯一無二の「正しさ」への統合が志向されているといえよう。

それでは、横井は具体的な政治局面における「議論」をどのように捉えた

のか。一例として、万延元年（1860）の越前藩における「大議論」を検討したい。当時、横井は越前藩に招聘され、藩内の派閥対立、いわゆる「東北行違い」に対処していた⁴⁹⁾。これは、新藩主松平茂昭を支持する家老本田飛騨・松平主馬・酒井十之丞・千本藤左衛門らと、前藩主松平春嶽を支持する三岡八郎・村田己三郎・長谷部甚平・横井小楠らの対立を指す。「大議論」は藩の役職替えをめぐる茂昭派家老と春嶽の意見対立が発端となり、万延元年10月15日に小楠宅で両派が対峙したことをいう。

横井は両派の「大議論」をどのように分析したのか。彼は「大議論」において、両派が「情意行違居候筋段々咄合」を行ったことで、「御家老中何も能々了解」⁵⁰⁾し、「大に開悟に相成り、東北行違も此節は水解」⁵¹⁾したととらえた。そして「文久元年正月四日付元田永孚・萩角兵衛宛書簡」にて、「大議論」とその後の状況を次のように評価した。これは「大議論」を考察するうえでの核となる史料であるため、以下に一部を掲載したい⁵²⁾。

此許君公初、執政・諸有司総て一致いたし、初て国是と云ふもの相立申候、小生罷越てより年は四年に至り、去初冬迄は人心各々に分派いたし、隠嶮智術に落入候を主として心配致し候処、当夏以来漸々開明各々心術之上に心を尽し候勢にて、遂に十月十五日大議論と相成り、十分之地位に押つめ候処（此次第は筆には尽されず候）、昼夜の如く打替り、執政初尽く落涙にむせび、十分之開明と相成申候、直様執政一人目付一人江戸へ出府、中将公に積年以来君臣否塞之次第言上に及び、臣は君に御断を申上、君は臣に過を謝せられ、自然に良心之礼讓感発致し、靄然たる春風窮陰積雪之中に発動致し、去月廿五日兩人帰国致し候、此事情自然と国中に風動致し、彼之俗論杯も何となく消融致し候。扱又国是三論出来、一は富国一は強兵一は士道、此三論を以て一国の経綸する土台に立、其根本は堯舜精一之心術を磨き、聊の私心も無之所之修養第一にて、決して秦漢以後之私心に落さず（三代秦漢之論は追々御互に及議論候通り

に候処、尚更真実之工夫に至り發明之事も様々有之候。)、日夜講明此事に御座候（中略）扱一統之勢角迄御仁恵被下候て、町人百姓の難題となり候ては不相濟と申心得より、町・在之借金或はかい懸かり等可成丈払方いたし候間、其仁恵は下々の温沢と相成町・在の悦び不大方、扱又町・在へは至窮民救卹は勿論、第一問屋と云役所を建、何品によらず民間職業之物をかひ上る、其役人は官府にては町奉行・勘定奉行・郡奉行・製産方当時三岡主として取斗ふ、其下役を本しめ役と云ふ、是は國中町・在豪家の者に申附（当時拾人追々増員之筈）此本しめ役之下に町・在にて可然人物を撰びて五十人斗を付て領内を打廻り、職業の品を買ひ或は其本入等の世話致さしむ。尤買入候品は諸方にてさばき候こと大切にて、是又右の役人より国々にも出して取計ふ事也。大抵の究めを申候へば斯の通にて内輪様々は筆上に尽されず候。此問屋出来に因て市・在一統甚敷はげみ立、年の明暮杯は莫大にもち懸候て勢甚よろしく御座候。右の本じめ杯は日夜問屋に出勤官府役人と討論講習、総て民間立行之事のみにて我家之事は何も忘却致し候勢に相成候。必竟人心之向背上之心の公私に有之、是迄は天下列藩総て政事は官府四五人にて取計ひ聊衆言を取用ざるより、下情に暗きのみならず先我私心にて一切下情を拒絶致し候故、誠に無理都合なる政事之押方のみ相成、決して治平を為し得ざる所以なり。是天下鎖国之私見誠に道を知らざるの甚しと云ふべし。然に此問屋一条にて上下一致に相成、初て上之仁心下に通じ下の良心上に通じ、是迄聚斂等之旧習も一時に消融致し、只々上よりは下之富を楽み下の貧を憂る元来之心と相成候て、下又是迄疑惑不信之心解候て、上を信ずる本心と相成候。元より此一事にて政事相済む事にて勿論無之、是より郡政を初家中之仕置・強兵之手段等漸々相立候事に有之候。乍然是等政事も末之事にて其根本は初にも申通り此学の一字三代以上之心第一之事にて是又申に不及候（中略）総じて弊と云は大抵は法度政令には無之事にて、上之心之私が忽に下之心を塞候ものにて、法度政令如何

に宜しき筋之事も下より用ひざる様に相成候、是則弊にて上之私にて有之候。

横井は「大議論」において、茂昭派の家老が「尽く落涙にむせび、十分之開明」⁵³⁾になったとする。そのうえで、「彼之俗論杯も何となく消融」⁵⁴⁾し、「人心も合一」するに至ったことで「新政に取り懸り」、「三個條之国是相立」ことが可能になったと喜びの気持ちを表現した⁵⁵⁾。「君公初、執政・諸有司総て一致いたし、初て国是と云ふもの相立申候」⁵⁶⁾というように、「一致」して初めて『国是三論』に基づく藩政改革が可能になるという認識である。つまり、「大議論」によって「俗論」が消え、横井の政策理念（横井にとっては「正論」）へと「一致」することで、横井が示した「国是」が機能する状態が形成されたと認識しているのである。ここに、先にみた「議論」の構造がみてとれよう。近世において、「議論」は「一致」状態を形成するものとして強固に意識されていたのである。

さらに、「富国」政策（交易と生産振興による「民富」の実現）として導入した「問屋」⁵⁷⁾の評価にも注目したい。横井は、「官府」の役人と「下役人」として「町・在豪家の者」から任じられた「本しめ役」が藩交易政策について「討論講習」することによって、「問屋一条にて上下一致に相成」と、藩内の「官民」が「上下一致」と自賛している。「下」の範囲が「民」にまで拡大し、「上下」の「一致」が志向されているとわかる。横井は「官民」が「一致」することで「下又是迄疑惑不信之心解候て、上を信ずる本心と相成」ようになると考えていたのである⁵⁸⁾。これは「問屋」を通じた身分横断的なコミュニケーションの実践ともいえよう。

また、横井においても「一致」形成は「人君」によるものとされた。ただし、この場合の「人君」は「至当」に「調和」させる存在ではなく、「至当」を「決断」する主体として位置づけられた。文久3年に松平春嶽へ提出した建白において、彼は「朋党」の禍を「人君」の責任としたうえで次のように

述べている⁵⁹⁾。

- 一 朋党は人君の不明に起り国家の大害たる事兼て御講習の第一義にて候、即今執政諸有司一致の躰に相見へ候得共、御油断被遊候へば今日に起り可申候。
- 一 朋党は私情に起り所謂閑是非に争ふ事に候。執政諸有司に先立玉ひ公共の明にて事々被聞召、條理に随ひ御決断被遊候へば、自然に閑是非は消へ申候。是朋党無之所以に御座候。

彼は「一致」状態でも油断大敵であるとして、「人君」は「執政諸有司に先立玉ひ公共の明にて事々被聞召、條理に随ひ御決断」することで、朋党によって「閑是非」を争われることはなくなり「自然に閑是非」は消滅すると説く。つまり、君主が「公共の明」に聞き「御決断」することによって、「一致」状態は維持されるという理解である。横井は「至当」を「御決断」する主体として「君」を認識しているのである⁶⁰⁾。ここでは、近世後期における「至当」に「調和」させる「人君」から、「至当」を「決断」する「人君」と「君」の位置付けが変化している。その一方で、近世後期と同様、「一致」状態を原則とする「至当」の形成を理想として認識していることもあわせて確認しておきたい⁶¹⁾。

ここで、横井が茂昭派を「俗論」と断定していることに留意したい。これは茂昭派を即時的に「俗」とみなす行為である。つまり、横井は自分（あるいは「自派」）に対して、無自覚的に「正」のバイアスをかけているのである。横井は「人々相互之講習討論」によって「一本之大道」⁶²⁾を得ることを唱えていたが、「大議論」の例からもうかがえるように、そこでは横井が「正論」と考える政治方針への「一致」が希求されていた。逆に自身から見て「俗論」の意に決することは「痛心」とされるのである⁶³⁾。「議論」において、一つの「正しさ」によって間違った意見（「俗論」）が矯正されることで「一

致」状態を導こうとする態度は、横井においても確かに認められるだろう。

幕末維新期研究において、こうした政治性、特に当事者間のレッテル貼り
と史料に表れる「正」「負」のバイアスに注意した分析は多くない⁶⁴⁾。横井
研究においては皆無である。しかし、「討論」の重要性を指摘し、「公議政治」
の未発の可能性と評価される横井であっても、相手を「俗」と位置づけ、「俗」
の主張の妥当性を認めない姿勢が確かに存在したのである。こうした性質を
含むものとして、横井の「討論」観念は理解されるべきではないだろうか。
横井の政治性に留意する必要が多分にあるといえよう⁶⁵⁾。

したがって、「一致」の形成には相手への「服従」を伴う場合もありえた。
横井の弟子の元田永孚が明治2年(1869)の熊本藩庁の「集議」について記
した書簡には、次のようにある⁶⁶⁾。

虎殿始同席一致の集議を以て、御三殿御一致万般御運びの御都合に相
成、藪・住江・鎌田列も道理に伏し、終に廟堂上異論も無之相成申候。
御三殿は益以御一和に而、世君公には弥以御服従、何も思召の儘を御受
被遊、公子種々の御周旋被為在、虎殿・将監殿弥以一服に而、大に都合
も好く実に恐悦至極、御国家の大幸不可過之、小生共にも大分開眉の時
に相成申候。

「集議」において構成員が「一致」したことを示す内容であるが、「廟堂上
異論」が無くなり「一和」していく過程で、一部が「御服従」や「一服」し
たと記されていることが確認できる。「服従」によって「一致」がなされる
という認識の存在がわかるだろう。

この点に関しては、彼の「道理」認識も関係していると考える。「安政二
年六月一五日小河弥右衛門宛書簡」には「道理ハ我カ思ふ処之方ニのミ着ク
もの也、利害も又然り、於是深省ミされハ、必ス事ヲ敗ニ到ル、是古之君子
といへ共免れざる所ニして、大事ニ処するニ尤以大切之筋ニ奉存候」とあ

る⁶⁷⁾。「道理ハ我カ思ふ処之方ニのミ着クもの」というように、自己の意思にのみ「道理」は存在すると認識していることがわかる。かかる認識からは、「道理」を求めれば求めるほど、究極的には自身の「至当性」に立脚しなくてはならないという論理構造が垣間見える。ここに、横井の抱く「正論」への「一致」が希求される思想基盤が存在すると考えられる⁶⁸⁾。

ただし、彼は「道理」を他者に認めさせる必要性も十分に認識していた。むしろ生身のままでは独善にすぎないが故に、自身の抱く「道理」を全体の「道理」として承認させる必要が生じるのである。このように、横井の「議論」は「道理」をもとに異論を認めながら行うものではなかった⁶⁹⁾。彼にとっての「議論」とは、自分の意志に存在する「道理」(至当性)を他者に承認させる—自己の抱く「道理」が他者を覆う—ための行為であった。

以上のように、幕末期における「議論」は、近世後期の「議論」観念の影響を受け、「至当」という「異論」のない「一致」状態を形成する行為として認識された。したがって、そこでの最終的な「意思決定」は「至当」であることが自明であった。ただし、実際の「議論」においては相手を「俗論」とみなし、自身の抱く「正論」へと相手を導く態度が存在した。これは、自身と対立する他者が示す「異論」の妥当性を容認することが極めて困難な思考構造である。さらに、「議論」の過程で相手の「服従」を伴うこともありえた。幕末期の「議論」には、このような側面も存在したのである。奈良氏が提示した、幕末維新时期における「一致」を前提とした「公議」形成もかかる「議論」観念と不可分の関係にあるといえよう。

第三節 幕臣の「議事機関」構想

それでは、こうした「議論」・「意思決定」の構造は、幕末期に構想された議事機関とどのような関係を有したのだろうか。最後に展望として、開成所の洋学者で維新政府の公議所運営に尽力するなど、議会制のイデオログとされる加藤弘之・西周・神田孝平らの議事機関構想を事例に、両者の関係性

を考察してみたい⁷⁰⁾。

加藤弘之は、文久元年に記した『隣草』で「たといいかなる兵法・器械ありといえども、人和なければ決して勝利を得べきの理なし」と述べ、「制夷」実現の手段として「人和」を得て「武備の精神」を養う必要を説いた。そのうえで、「仁政の施しやすく、また人和の得やすき一術」として、「すみやかに上下分権の政体を立て公会を設けて、もっぱら公明寛大の政治を施すべきなり」と主張した。彼は「漢土の欠典」を「公会」がないことだと認識し、「このゆえに上下の志情まったく隔断」と述べて、すみやかに「公会」を設けることで「上下の志情古のごとく和合」させることを唱えた。そして、「上下」が「和合」することで「武備の精神まったく備わり、国威盛んに振るうべければ、長毛の賊はもちろん、英仏といえども決して患うるにたらざるなり」と論じた⁷¹⁾。前述した「一致」状態の形成を目的とする「議論」観念の影響がうかがえる。ただし、「隣草」においては藩政レベルの「一致」を超えた国家レベルでの「一致」が希求されている点で、それまでの「一致」形成の規模と大きく異なっている⁷²⁾。

このように、加藤は「制夷」と「上下和合」の手段として「公会」設置を主張した。その意味で、当該期における議事機関の導入は「挙国一致」による「制夷」の願望（広義の「攘夷論」）と不可分の関係にあるといえよう⁷³⁾。

加藤と同様の観点から、西周も「会議」構想を展開した。慶應3年（1867）11月頃作成の『議題草案』で、西は議論に齟齬が生じ、「分崩離析」を防ぐ手段として「会議之仕法御講究」する必要を説き、次のように述べた⁷⁴⁾。

右会議之仕法と申候は、此間中差出候英制略考中にて、下院頭取之任に有之、会議と申者は人衆集会之上にて、固より混雑も生じ易く、動もすれば人々其趣意存分をも尽候事難相成、遂には首として論候主意よりも、佗之論に轉移し却て末を以て本を傷ひ候事、得ては有勝之義に有之、僂又弁舌不巧学問不博者は、余人に被圧候て、申立候主意を述候機会無

之、終日含糊にて終に至り、不本意ながらも無余議同意致候様之不都合差起り、遂に議論纏兼候て人々退て後言致し、会議も崩候者に有之候得ば、右様混乱無之様終始其条理も遂候て、人に甘服之上決定に相成候事、一大肝要に可有之奉存候。就ては両院とも数輩之会議世話役被為置、会議之議論には不拘会議之次序不乱様可成丈衆議甘服に至候て、人々皆其意を尽候様取扱候者被仰付て可然哉。

西は「会議」において「人々其趣意存分をも尽候事難相成、遂には首として論候主意よりも、佗之論に転移」することがあるという。また、「弁舌不巧学問不博者」は「余人に被圧候て、申立候主意を述候機会無之」、そのため「不本意ながらも無余議同意」し、「後言」を招いてしまうとする。「不本意」の「同意」は「不都合」であり、「後言」を招き「混乱」が生じると危惧していることがわかる。そこで、「会議世話役」を設けて「人々皆其意」を尽させて「甘服之上決定に相成候事」が「一大肝要」とする。

また、「幕府諸藩之内にて才識学問有之候者、預め十人計御撰任に相成、会議取調役仰付前以会議之仕法御取極に相成、議題之大略等順序相立候」と、「会議」の前に「仕法」や「議題」を議定する「会議取調役」を設ける必要性も唱える。そのうえで、「仕法」や「議題」が「相立候後、上院下院とも会議相創り、右取調役上下に分れ世話役と相成候はゞ、自然申合も相届順序相立齟齬唐突之弊無之、人々各其持論を尽し候上にて利害明白に相成、甘服一決にも至可申哉」と論じた。「存分」に「持論」を述べて、「議論」を行うことで「利害明白」になり、「甘服一決」することが重要だと認識しているのである⁷⁵⁾。

『議題草案』において、西が『英制略考』を参考に論を展開していることから、西の構想に西洋の議会思想が強く影響していることは間違いない。しかし、西洋思想の影響の一方で、「会議」での「議論」が「甘服一決」という皆が納得して「異論」のない「一致」状態の形成を意図していることに

も注意する必要がある。この点は、近世の「議論」観念ともかなり共通しているといえるのではないか。日本の議事機関が西洋の議会思想の影響のみを受けていると言い難いのは、この点に求められるのである。

したがって、最終的な「意思決定」は「全会一致」になることが理想とされた。実際に、慶應4年1月の開成所会議（旧公議所）の規則案である神田孝平の『会議法則案』では、「演説方」を設けて「演説方其間に居りて双方之意味を貫徹し、可成丈一致に帰せしむべし」と規定されている。神田は「議決」において、参加者の意見を「一致」させることを第一目的とした。そのうえで、「双方之意味行違ひ一致し難き節は、衆説に従ふべし」と記したのである⁷⁶⁾。

このように、幕臣の議事機関構想には、近世の「議論」観念・「意思決定」の構造が一定程度、反映されていた。議事機関は「上下一致」の手段であり、「至当」を「決定」するべく「議論」を行う場として導入されたのであった。日本における議事機関の導入は「西洋化」の図式のみでは論じきれないのである⁷⁷⁾。

おわりに

近世社会が変容を迫られた18世紀末（近世後期）から、19世紀中盤（幕末期）における「議論」・「意思決定」のあり方はどのように観念付けられていたのか。本稿では、近世後期以降の「議論」と「意思決定」に関する概念分析を試みた。

第一に、日本における「朱子学」の「理」観念を思想基盤とする、近世後期から幕末期にかけての「議論」と「意思決定」は、「至当の理」という上下が「一致」した状態になることを目的としていた。それは唯一無二の「正しさ」を得ようとする態度であった。

こうした各々が「議論」し合い「異論」を消滅させようとする姿勢は、確

かに徹底的な討議や「持分」を超えた水平的・横断的なコミュニケーションを可能にした。しかし、横井小楠の事例からも明らかな通り、実際の「議論」においては相手を「俗論」とみなし、自身の抱く「正論」へと相手を導く態度も存在した。これは「異論」を抱く相手側に対する非妥協的な姿勢にもなりえる態度であった。したがって、「議論」においては相手への「服従」を強いることもありえた。「異論」のない「一致」状態はかかるプロセスを経て形成されるものでもあった。近世後期から幕末期における「議論」にも、このような「問題性」が孕まれているのである。

第二に、「至当の理」に「調和」するのは「上」＝「君」の役割であり、「下」＝「家臣」は参考意見を提供する客体とされた。こうした「至当」を担保する存在として「君」が策定されていたからこそ、「議論」によって「至当の理」に「調和」できる側面があったことも、あわせて指摘しておきたい。

幕末期に至ると、「調和」させる存在としての「君」が「決断」する「君」へと転換していく動きも生じた⁷⁸⁾。こうして、幕末期にかけて「至当」は、「調和」して形成されるものから、最終的には誰か（個人、複数人を問わず）が「決定」して形成されるものへと、その性質を転換していく。18世紀末の「議論」と19世紀中盤の「議論」には、「至当」形成のプロセスに若干の差異が存在すると考えられる。ただし、「一致」状態を「至当」と認識して、「至当」の形成を図ろうとする態度は変化しなかった。こうして、「至当」形成のプロセスにおいて、「異論」を唱える者への非妥協的な態度が如実に表れることになる。

第三に、「一致」を原則とした「至当」の形成を図る姿勢は、幕末における議事機関の特質にも反映された。幕臣の議事機関構想から、幕末期の議事機関は「上下一致」の手段であり、「至当」を「決定」するべく「議論」を行う場として構想されたことが明らかになった。したがって、そこでの最終的な「意思決定」は「全会一致」であることが理想とされた。このような幕末期の議事機関の特質は、近世の「議論」から通底した構造であった⁷⁹⁾。

もつとも、こうした議事機関の構造は「多数決」が本格的に導入され、規定されるにつれて徐々に転換を迫られていくと推測される。なぜなら、当時において、「多数意見」は即時的に「至当」と認定されないからである。つまり、純粋な「数」の多寡で物事を決する「多数決」には、「全会一致」を前提とした当時の議事機関の構造と矛盾する可能性が潜在したのである。こうした矛盾状態を解消するためには、議会や「意思決定」をめぐる諸観念の大胆な転換が避けられないものとなる。そのなかで、「議論」行為は、近世とは異なる新たな困難を伴うことになる。

註

- 1) 藤田省三『維新の精神』（みすず書房、1967年）。
- 2) 三谷博『明治維新とナショナリズム』（山川出版社、1997年）。同「日本における「公論」慣習の形成」（同編『東アジアの公論形成』東京大学出版会、2004年）。同「公論空間の創発」（烏海靖ほか編『日本立憲政治の形成と変質』吉川弘文館、2005年）。同『明治維新を考える』（有志舎、2006年）など。
- 3) 上田純子「安政五年萩藩における「会議」と政治機構」（『史学雑誌』107-6、1998年）。同「幕末の言路洞開と御前会議」（『論集きんせい』21、1999年）。同「萩藩文久改革期の政治組織」（『史学雑誌』109-11、2000年）。朴薫「19世紀前半日本における「議論政治」の形成とその意味」（明治維新史学会編〈講座明治維新1〉『世界史のなかの明治維新』有志舎、2010年）。同「幕末政治変革と〈儒教的政治文化〉」（『明治維新史研究』8、2012年）。同「東アジア政治史における幕末維新政治史と士大夫的政治文化、の挑戦」（清水光明編『「近世化論」と日本』勉誠出版、2015年）。同「武士の政治化と「学党」」（塩田浩之編『公論と交際の東アジア近代』東京大学出版会、2016年）。
- 4) 前田勉『江戸後期の思想空間』（ベリカン社、2009年）。同『江戸の読書会』（平凡社、2012年）。同「公論」（米原謙編〈政治概念の歴史的展開9〉『「天皇」から「民主主義」まで』晃洋書房、2016年）。同『江戸教育思想史研究』（思文閣出版、2016年）。
- 5) 他方、「議論」する「主体」の形成という観点から、三村昌司氏は明治0年代の議事機関における議員間の「議論」の実態を考察している（三村昌司「公議人の存在形態と公議所における『議論』」、『歴史学研究』842、2008年）。同「近代日本における政治的主体の形成」、『日本史研究』618、2014年）。しかし、三村氏においても「議論」のあり方への注視する傾向があり、「意思決定」のあり方について十分に考慮されていない。また、幕末期の「議論」に関しては前史的な位置づけで語られており、それがい

- かなる思想基盤のもとに成り立っていたのか、十分に論じているわけではない。以上の点を踏まえ、近世後期から幕末期の「議論」と「意思決定」を検討したい。
- 6) 奈良勝司「近代日本形成期における意思決定の位相と「公議」」(『日本史研究』618、2014年)。
 - 7) なお、本稿で扱う「意思決定」は、誰かが「決断」や「決定」をするものから、皆が「調和」することで意思が集約されていくプロセスを取るものまで、幅広い意味を含んでいる。
 - 8) 高柳真三・石井良助編『御触書寛保集成』(岩波書店、1958年、初版は1934年)、1頁。
 - 9) 渡辺浩『近世日本社会と宋学』(東京大学出版会、1985年)。前田勉『近世日本の儒学と兵学』(ペリカン社、1996年)。
 - 10) 石井紫郎『日本人の国家生活』(東京大学出版会、1986年)。
 - 11) こうした徳川の支配を正当化し、補完するものとして井上勲氏は、①戦乱を終結させた徳川家康のカリスマとしての人格、②天皇の権威を利用した自己の権威の装飾、③最高意思としての天の意思を受けて天下を統治する天子であるかのように全国統治したこと、の三点を挙げている(井上勲編『開国と幕末の動乱』吉川弘文館、2004年、11～12頁)。
 - 12) 堀景山は朱子学者藤原惺窩の門人である堀杏庵を始祖とする堀家に生まれた。堀家は林家と並び、代々、朱子学の学統を受け継いだ家系とされる。『不尽言』は広島藩重臣岡本貞喬が質問した政治に関する七か条の項目に対して、朱子学の教えに基づいて回答したものである(以上は、高橋俊和『堀景山伝考』和泉書院、2017年、を参照)。したがって、堀景山の『不尽言』を考察することは、同時代における徳川国家の支配秩序の特質を体制に不適合な教えを奉じた朱子学者の視点から照射することに通じる。
 - 13) 堀景山『不尽言』(滝川誠一編『日本経済大典』11、史誌出版社、1928年)、297～303頁。
 - 14) 「諫言」については、前田勉「諫言の近世日本思想史」(笠谷和比古『公家と武家Ⅳ』思文閣出版、2008年)を参照。
 - 15) 以上は、(日本思想大系38)『近世政道論』(岩波書店、1976年)、10～11頁より引用。
 - 16) 前掲『不尽言』参照。
 - 17) 詳細は、藤田覚編『日本の時代史17』『近代の胎動』(吉川弘文館、2003年)。藤田覚「ペリー来航以前の国際情勢と国内政治」(前掲『世界史のなかの明治維新』)を参照。
 - 18) 以上は、辻本雅史『近世教育思想史の研究』(思文閣出版、1990年)。宮城公子『幕末期の思想と習俗』(ペリカン社、2004年)。真壁仁『徳川後期の学問と政治』(名古屋大学出版会、2007年)。小川和也『牧民の思想』(平凡社、2008年)。小関悠一郎『〈明

- 君)の近世』(吉川弘文館、2012年)。平川新『紛争と世論』(東京大学出版会、1996年)。前掲朴「19世紀前半日本における「議論政治」の形成とその意味」。同「幕末政治変革と〈儒教的政治文化〉」。同「東アジア政治史における幕末維新政治史と士大夫の政治文化、の挑戦」。同「武士の政治化と「学党」を参照。
- 19) 宮城公子氏はかかる現象を「儒学の大衆化」と呼んでいる(宮城公子「幕末儒学史の視点」、『日本史研究』232、1981年)。ここで、18世紀末の儒学について若干の補足をしたい。ここでの儒学とはいわゆる「折衷学」を指す。辻本氏によれば、18世紀後半にはそれまでの朱子学や徂徠学といった、特定の理論に基づきテキストを解釈する態度が排されるようになり、代わって直接テキストにあたる「折衷学」が流行したとされる。この「折衷学」には、テキスト本来の意味に則り文献実証的に解釈する「考証学」と、政治や社会への貢献を目指した「経世学」の二つの立場があった。当該期の政治改革において、儒学が一定の役割を果たすようになったのは、この「経世学」によるものが大きい。また、寛政異学の禁で「正学」とされた「朱子学」も「経世学」の立場に立つものとされる。以上は、辻本雅史「学問と教育の発展」(前掲藤田『近代の胎動』)を参照した。
 - 20) 細井に関する研究としては、彼の思想を体系的に分析した辻本雅史「折衷学の教育思想」(前掲『近世教育思想史の研究』収録)。米沢藩の改革との関係を論じた小関悠一郎「地域リーダーと学問・藩政改革」(前掲『明君)の近世』)などがある。細井の「議論」観念との関係については、前田勉「細井平洲における教育と政治」(前掲『江戸教育思想史研究』収録)が詳しい。本稿では前田氏の論文を参考にしつつ、細井の「議論」観念を彼固有のものではなく、当該期に共通した特質を持つものとして捉えてみたい。
 - 21) 細井平洲「細井甚三郎考」(東海市史編さん委員会編『東海市史』資料編3、東海市、1979年)、293頁。
 - 22) 同上、295頁。
 - 23) 代表的研究は、井上勲「幕末・維新时期における『公議輿論』観念の諸相」(『思想』609、1975年)。宮地正人「廢藩置県の政治過程」(坂野潤治・宮地正人編『日本近代史における転換期の研究』山川出版社、1985年)。前掲三谷『明治維新とナショナリズム』。山崎有恒「公議所・集議院の設立と「公議」思想」(明治維新史学会編〈講座明治維新3〉『維新政権の創設』有志舎、2011年)。前掲奈良「近代日本形成期における意思決定の位相と「公議」)など。
 - 24) 東島誠『つながりの精神史』(講談社、2012年)。前掲前田「公論」。
 - 25) 「御政事は大小共に公論公評にて」や、「公論公評の益と申儀は如左御座候」という「細井甚三郎考」の記述からも分かる通り、細井は「公」の場で議論する行為を指して「公論公評」と呼んでいる。それは、合議などで形成された「政治的意思」を指す「公論」(「公議」)とは質的に異なるものといえる。

- 26) 細井没後 33 年目の天保 6 年 (1835) に門人の西条藩士上田雄次郎が編纂した遺稿集。
- 27) 細井平洲「嚶鳴館遺草卷之五」(前掲『東海市史』資料編三)、261～263 頁。
- 28) 同上。
- 29) これはある意味、君の「職分」といえよう。
- 30) 前掲「細井甚三郎考」、294 頁。
- 31) 前掲辻本「折衷学の教育思想」。
- 32) 国史大辞典編集委員会『国史大辞典』第 7 卷 (吉川弘文館、1986 年)、613 頁。
- 33) 高野余慶『昇平夜話』(滝本誠一編『日本経済大典』14、史誌出版社、1928 年)、412～413 頁。
- 34) 広瀬淡窓『迂言』(前掲『近世政道論』)、292 頁。
- 35) 溝口雄三『中国の公と私』(研文出版、1995 年)。渡辺浩『東アジアの王権と思想』(東京大学出版会、1997 年)。
- 36) 小島毅「中国近世の公議」(『思想』889、1998 年)。
- 37) 宮嶋博史「東アジアにおける近代化、植民地化をどう捉えるか」(同ほか編『植民地近代の視座』岩波書店、2004 年)。
- 38) 前掲前田『近世日本の儒学と兵学』。
- 39) いわゆる「朱子学不適合説」の代表的研究は、尾藤正英『日本封建思想史研究』(青木書店、1961 年)。前掲渡辺『近世日本社会と宋学』。
- 40) 前掲渡辺『東アジアの王権と思想』、98～101 頁。
- 41) 菅原光「理と利」(米原謙編〈政治概念の歴史的展開 10〉『『まつりごと』から「市民」まで』見洋書房、2017 年)、92～93 頁。
- 42) このような変革志向は「家老合議制」に対する批判という一面もあったと考える。朴薫氏が「江戸時代の政治体制は初期には君主親裁体制だったが、中期に入って家老合意体制になったといわれる。江戸中期以後、多くの藩では家老合意体制をとり、藩主は日常的な政事には干渉しないことが多かった。大名は日常的政務よりは儀礼にかかわる活動や幕府との交渉などに励むようになり、これによって領民はいうまでもなく家臣団との関係も次第に疎くなってしまった。(中略)このような状況下では領民にはもちろん家臣団に対してすら藩主のリーダーシップが発揮されることは期待できなかったのである」(前掲「幕末政治変革と〈儒教的政治文化〉」、25 頁)と述べるように、18 世紀には、「家老合議制」が広く定着するなかで、政策決定に対する家老の比重が増大し、家老が主君との要路を占めるようになった。19 世紀になり政治参加できない下級武士が藩政への参加を求め、「言路洞開」を訴えた根底には、以上のような「家老合議制」の定着に伴い、家老が主君との要路を独占したことに対する批判があった。「家老合議制」については、笠谷和比古『近世武家社会の政治構造』(吉川弘文館、1993 年)を参照。
- 43) 前掲「19 世紀前半日本における「議論政治」の形成とその意味」。

- 44) 前掲平川『紛争と世論』。
- 45) 「松平春嶽政事物裁職辞任嘆願書草案」(伴五十嗣郎編『松平春嶽未刊行書簡集』思文閣出版、1991年)、188～191頁。
- 46) 「公議」と「天」、「人心」観念の関連については、松本三之介『天皇制国家と政治思想』(未来社、1969年)。前掲井上「幕末・維新期における『公議輿論』観念の諸相」を参照。一方、こうした「天下」の「公議」とは別に、諸個人が抱く「正しい意見」としての「公議」も存在した。「至当」の「公議」である。この点は井上論文のほか、前掲奈良「近代日本形成期における意思決定の位相と「公議」」を参照。
- 47) 横井については彼の思想を極めて高く評価する立場から膨大な研究蓄積がある。代表的な研究は、源了圓『横井小楠研究』(藤原書店、2013年)。堤克彦『横井小楠の実学思想』(ペリカン社、2011年)。猪飼隆明「文久幕政改革と横井小楠」(『横井小楠と変革期思想研究』5、2010年)。平石直昭・金泰昌編〈公共する人間3〉『横井小楠』(東京大学出版会、2010年)。高木不二〈幕末維新の個性2〉『横井小楠と松平春嶽』(吉川弘文館、2005年)。松浦玲『横井小楠』〈増補版〉(朝日新聞社、2000年)。三上一夫『公武合体論の研究』(改訂版)(御茶の水書房、1990年)。荻部直「利欲世界」と「公共之政」(『国家学雑誌』104-1・2、1991年)。植手通有『日本近代思想の形成』(岩波書店、1974年)。平石直昭「主体・天理・天帝」(一)・(二)(『社会科学研究』25-5・6、1974年)など。
- 48) 「安政二年十一月三日立花壱岐宛横井平四郎書簡」(日本史籍協会編『横井小楠関係史料』一、東京大学出版会、1977年)、226～232頁。
- 49) 詳細は、前掲高木『横井小楠と松平春嶽』を参照。なお「大議論」を例に、当該期における「公議」形成の問題を論じた研究に、前掲奈良「近代日本形成期における意思決定の位相と「公議」」がある。
- 50) 「万延元年十月廿五日付萩角兵衛宛横井平四郎書簡」(山崎正董編『横井小楠遺稿』日新書院、1942年)、335～336頁。
- 51) 「万延元年十月十八日付嘉悦市太郎宛横井平四郎書簡」(前掲『横井小楠遺稿』)、334～335頁。
- 52) 「文久元年正月四日付元田永孚・萩角兵衛宛横井平四郎書簡」(沼田哲・元田竹彦編『元田永孚関係文書』山川出版社、1985年)、400～402頁。
- 53) 同上。
- 54) 同上。
- 55) 前掲「万延元年十月廿五日付萩角兵衛宛横井平四郎書簡」(前掲『横井小楠遺稿』)、335～336頁。
- 56) 前掲「文久元年正月四日付元田永孚・萩角兵衛宛横井平四郎書簡」(前掲『元田永孚関係文書』)、400～402頁。
- 57) 高木不二氏によれば、「国是三論」における「富国」政策とは、三岡八郎による経済政

策を理論化したものであり、藩が直接に経済にタッチし、民間の商品生産意欲を刺激させる産物流通システムの構築を意図したものである。その要点は、対外交の実施を前提としたうえで、①原則として「官府」が民間の生産物を直接買い上げて「姦商」の介入を防ぐ、②官府は横浜・長崎の相場をみながら、できるだけ高く民間の生産物を買上げる、③民間の生産を振興するために「銀札」を発行し、生産者に資金を融通する、の三点に集約される。「問屋」は町在豪家の者の協力のもとで、民間生産物を買上げや資本の貸し出しを行うために設けられた役所で、藩が直接、生産者を掌握し、商人組織との関係を再編成させる機関とされる（前掲『横井小楠と松平春嶽』、63～84頁を参照）。

- 58) 以上は、前掲「文久元年正月四日付元田永孚・萩角兵衛宛横井平四郎書簡」（前掲『元田永孚関係文書』）、400～402頁。
- 59) 「乍恐言上仕候三条」（日本史籍協会編『横井小楠関係史料』1、東京大学出版会、1938年）、86～87頁。
- 60) 「決断」する「君」については、吉田松陰も「益田弾正宛吉田松陰書簡」（安政五年七月推定）にて、次のように述べている（山口県教育会編『吉田松陰全集』8、大和書房、1972年、80～81頁）。

衆議と道謀との差別肝要に存じ奉り候。衆議と申すは君公御壺人御決心遊ばされ候て大臣小臣士民等へ御決心の筋を議せらるるなり。左候へば事必ず成就仕るべく候。道謀と申すは決心之れなく候て、誰れが気付はどうか、彼れが気付はかうかと問ふ事なり。朕が志先づ定まり、詢ひ謀るに僉同じく、鬼神其れ依り龜筮協ひ助くと申す一句、何卒君公へ一書仰せ上げられ候誠忠の士は之なきものか。君公の御志だに定まり候はば、勤王は御一人にても宜敷くと御覚悟遊ばされ候事肝要に存じ奉り候。

- 61) なお、「決断」行為が幕末に浮上する要因については、奈良勝司「幕末政治と〈決断〉の制度化」、(『ヒストリア』223、2010年)を参照。
- 62) 前掲「安政二年十一月三日立花壱岐宛横井平四郎書簡」。
- 63) 「安政元年五月十八日付小河弥右衛門宛横井平四郎書簡」には「江戸表之事情、追々御承知ニ相成申たと奉存候、終和議ニ相成、先ハ名無キ之交易、其実ハ名あるよりも害禍甚しく、俗論勝利を得、老公御引入気之毒千万、何とも可申様無御座候、痛心此事ニ奉存候」とある（熊本県立美術館編『横井小楠と小河一敏』、熊本県立美術館、2017年、124～125頁）。本書は竹田市立歴史資料館所蔵「小河家文書」所収の横井の新出書簡を、熊本県立美術館が調査、翻刻して収録したものである。本書については、同館学芸員の宮川聖子氏よりご教授いただいた。深く感謝申し上げます。
- 64) 少数ながらも政治性を意識した研究は、前掲朴「19世紀前半日本における「議論政治」の形成とその意味」。家近良樹「長州派正義派史観の根源」（同編『もうひとつの明治維新』有志舎、2006年）。奈良勝司「会沢正志斎の政治思想と著作出版事情」（大阪大

学会沢正志斎書簡研究会編『会沢正志斎書簡集』思文閣出版、2016年）。

- 65) ちなみに、こうした「議論」における各派の「正論」主張が非妥協化した究極の例が水戸の内乱である。朴薫氏は、「議論政治」には「主に規範や名分に基ついて自己主張をするので、相手側の妥当性の可能性、あるいは、自分の誤りの可能性を認めようとしないという側面がある。つまり、正論観、である。したがって相手の主張を容認しあう慣習ができていない状態で、君主、あるいはリーダーたちのコントロールがきかなくなると、党争、さらには暴力の動員に導かれかねない。（中略）水戸藩では議論による政策決定という慣習が芽生えつつはあったが、自分の意見を「正論」と名づけつつ、相手の意見は「俗論」「邪論」「姦論」などとし、それが妥当性を孕んでいるかもしれない可能性は最初から認めなかった。このような態度では、議論の勝敗を判断してくれる中心権力が弱まったりなくなったりすると、激しい議論や闘争は暴力を動員する誘惑に駆られがちとなる。水戸内乱はまさにそこから生まれた悲劇であった」（前掲「19世紀前半日本における「議論政治」の形成とその意味」、215～216頁）と述べる。横井は水戸の党派対立の弊害を指摘し、水戸学を批判している。しかし史料を読む限り、横井の「議論」は水戸の党派対立と極めて類似する構造を持っていたと考えられる。
- 66) 「明治二年十月七日付津田信弘宛元田永孚書簡」（前掲『元田永孚関係文書』）、178～179頁。
- 67) 「安政二年六月一五日小河弥右衛門宛横井平四郎書簡」（前掲『横井小楠と小河一敏』）、136頁。
- 68) この点と関連して、横井は「嘉永五年岡田準介宛横井平四郎書簡」（1852年）において、「至当」を次のようにとらえている（前掲『横井小楠遺稿』、176～177頁）。
- 至善を事上と心上と御引分之高論犬以明白に重々御同意に奉存候。然るに事上・心上二にて無之、今一事に処するに至当を得たるは是理之至善なり。是にて安心と心得れば油断に相成忽に事理を失うに足る故、其理之至当なる所にて其事に処すれども、此心は未だ尽さざらぬと思ふ所無之とは不相成是則心上無窮之至善なり。是事に処する上にて云なり、況や一身を修る国天下を治る尤此心得にて二離不申候。是則至善たる所と奉存候。如何々々。
- 彼は「至当」を得ている状態を「理之至善」と評しているが、その状態でも「油断」すれば「理を失う」と警告する。そのうえで、「理之至当なる所」でも「未だ尽さざらぬ」ところがあると、意識することが「事」にあたる上で必要だと語っている。ただし、ここでは、何が「至当」たりえるのかは一切、論じていない。つまり、「至当」を決めるうえでの外的な評価基準が存在しないのである。本稿の考察を踏まえるならば、「至当」はあくまでも横井の価値観において判別されるものだといえよう。この構造は有名な嘉永6年の「夷慮応接大意」における「有道」「無道」概念についても同様である。ここでの「道」は、「天地仁義の大道」を基礎に置いた日本という「国」から

見た場合の価値観を基準としており、あくまでも自己の価値観から見た場合に「有道」であるか「無道」であるか判別される構造となっている。つまり、外的に「道」を図る基準は存在しないのである。この論点については、須田努「横井小楠と吉田松陰」(趙景達・原田敬一・村田雄二郎・安田常雄編〈講座東アジアの知識人1〉『文明と伝統社会』有志舎、2013年)。奈良勝司『明治維新と世界認識体系』(有志舎、2010年)が示唆的である。

- 69) 前田勉氏は、横井などを事例に、当該期の会談には「道理」をもとに異説を認めながら議論する態度が存在した(前掲『江戸後期の思想空間』、37・67頁など)と述べるが、横井の「議論」にそのような姿勢があったかは疑わしい。本稿ではこれ以上の考察は行わないが、横井の「議論」については別稿にて詳しく検討したい。
- 70) 幕臣の〈議会論〉をはじめとした幕末維新期における〈議会制度〉は、これまで「西洋化」の枠組みで捉えられ、近世の「議論」との関係は論じられてこなかった(尾佐竹猛『維新前後に於ける立憲思想』邦光堂、1925年。稲田正次『明治憲法成立史』上、有斐閣、1960年。鳥海靖『日本近代史講義』東京大学出版会、1988年。山崎有恒「明治初年の洋学者と議会制度導入」、『日本歴史』554、1994年。奥田晴樹『立憲政体成立史の研究』岩田書院、2004年、など)。もっとも思想史では、幕末維新期を通じて、儒学は「理」を実現する制度として西洋思想を受容しつつも、速やかに西洋思想に吸収されたと指摘する研究がある(前掲渡辺『東アジアの王権と思想』。同『日本政治思想史』東京大学出版会、2010年。松田宏一郎『江戸の知識から明治の政治へ』ペリカン社、2008年。池田勇太『維新変革と儒教的理想主義』山川出版社、2013年)。同様の観点から、幕臣の「議会論」を検討した研究に、河野有理『明六雑誌の政治思想』(東京大学出版会、2011年)がある。河野氏は儒学による「西洋議会制」の受容という、必ずしも「西洋化」の図式に包括されない形で当該期における議事機関の制度化を論じており示唆に富む。しかし、近世の「議論」や「意思決定」の特質をふまえたうえで、それが議事機関にどう影響したのかは十分に検討されていない。議事機関を儒学理念との関係で捉えるならば、近世において「議論」することや物事を決めることは、儒学理念との関連でどう理解されたのかを検討する必要があるだろう。
- 71) 以上は、植手通有編〈日本の名著34〉『西周・加藤弘之』(中央公論社、1972年)、310～320頁。当該期の加藤の議事機関構想については、前掲鳥海『日本近代史講義』。前掲奥田『立憲政体成立史の研究』などを参照。
- 72) この背景には、18世紀末から幕末期にかけての対外認識の変化がある。当該期における対外認識の変化と日本の国家意思形成との関係を論じた研究は、前掲三谷『明治維新とナショナリズム』。前掲奈良『明治維新と世界認識体系』など。
- 73) 「攘夷」を打払いと限定せず、「挙国一致」の実現を意図し、開港を否定しない「制夷」の精神として維新政権に引き継がれ、万国対峙・富国強兵の「国是」に組み込まれたと論じた研究は、青山忠正「和親・通商・攘夷」(同『明治維新と国家形成』吉川弘文

館、2000年)。佐々木克「攘夷と国是の位相」(古屋哲夫・山室信一編『近代日本における東アジア問題』吉川弘文館、2001年)。

- 74) 西周『議題草案』(江村栄一校注〈日本近代思想大系9〉『憲法構想』岩波書店、1989年)、306～309頁。西周については、菅原光『西周の政治思想』(ペリカン社、2009年)。藤野真拳「西周の法思想と教思想」(『立命館史学』58、2017年)などを参照。
- 75) 同上。
- 76) 神田孝平『会議法則案』(松本三之介・山室信一校注〈日本近代思想大系11〉『言論とメディア』岩波書店、1990年)、271～272頁。当該期の神田の議事機関構想については、南森茂太「神田孝平における政治体制論の展開」(『日本経済思想史研究』10、2010年)などを参照。開成所会議については、寺島宏貴「公議」機関の閉鎖」(『日本歴史』786、2013年)を参照。

しかし、このように考えると、公議所において「多数決」(ただし、5分の3以上の同意が必要)が規定された意味が分からなくなってしまうと思われる。確かに、開成所会議の規則案として加藤が記した『会議法之愚按』にも「大抵三分の二同一せる説を取るをよしとなす」と「多数決」が規定されるなど、必ずしも「全会一致」が規定されているわけではない(明治文化研究会編『新聞叢書』名著刊行会、1968年、460頁。初版は1934年)。

ではなぜ「多数決」が明記される必要があったのか。この問題は、従来は西洋思想の輸入として処理されてきたが、そのように考えると、「多数決」の「導入」までは説明できるものの、「定着」する過程までは見通せないと思われる。それまで形式的ではあれ、「全会一致」のシステムが機能していたのであれば、それを「多数決」に変更する理由が分からなくなってしまうからである。この問題は近世社会から近代社会への変容のなかで、内在的に解く必要があると考える。

そのうえで、以下は推測の域を出ないが、第一に、身分制や各藩の枠を超えて、「議論」への参加を幅広く求めたことに伴う参加者の量的拡大がある。「議論」に参加する人間が増えることは、それだけ様々な意見を持つ者が現れ、各自の意見をまとめることが困難になることを意味する。神田が多数の「衆説之帰する所は私心を屈して之に従ふべし。自己之説之行はれざるを以て不平を懐き、戮力同心之本意を失ふべからず」とし、加藤が「衆議尽く同一といふ事は甚た難き事故大半同一する所の議論を取る事となす可し、故に先つ大抵三分の二同一せる説を取るをよしとなす」と規定したのは、参加者の量的拡大を見通した場合、「全会一致」が行い得ないことを予感したためと思われる。

第二に、審議の緊急性、時間制限の問題である。開成所会議は、鳥羽伏見の戦いに敗れた徳川家が東上する新政府軍にどのような態度を取るべきか審議する場として設けられたものである。つまり、開成所会議には新政府軍が江戸に到達するまでという時間制限が存在したのである。それゆえ、「全会一致」を排してでも意思をまとめた

ければならなかったのである。なお、幕末に西洋の時間感覚への対応を強いられるに際し、時間をかけた全会一致による合意形成を断念してでも政治意思を決定する「決断」行為や「多数決」が導入されたことを幕末政局の過程から論じた研究に、前掲奈良「幕末政治と〈決断〉の制度化」がある。

以上の二点は、日本において「全会一致」に代わって「多数決」が導入されていく契機を考えるうえでの重要なファクターと考える。ただし、以上の幕臣たちの試みは理論先行であり、公議人たちの反発を招いたことで早期解体を迫られることになった（詳細は、前掲三村「公議人の存在形態と公議所における『議論』」、前掲山崎「公議所・集議院の設立と「公議」思想」、を参照）。さしあたり、上記の推論を提示したうえで、明治期において、「多数決」がいかに「定着」していくのか、その中にあって「全会一致」的な慣習は残り続けたのか否かの検討は、今後の課題としたい。

- 77) むしろ渡辺浩氏、朴薫氏、池田勇太氏らが指摘したように、議事機関導入を含む明治維新諸変革は「儒教的理想政治」「士大夫的政治文化」の試みから考えるべきであろう。
- 78) なお、本稿では詳しく言及できなかったが、幕末期の「議論」においては、学校や学党によるネットワークを背景とした、各自の身分や所属藩を超えた対等な立場での「討論」のあり方が存在していた（前掲前田『江戸後期の思想空間』。同『江戸の読書会』ほか）。ただし留意すべきは、前田氏が述べるように、近世の「議論」が「どこまでも君臣関係を前提にしているかぎり、主君が家臣の意見を聞いてやるという本質は変わらなかった。家臣個々の諫言から家臣たちの衆議に変わり、さらに衆議が議会という形で制度化されたとしても、君臣関係自体を否定することにはならない」（前掲「公論」、65頁）という点である。水平的なコミュニケーションが生まれたとしても「上」＝「君」が「至当」を担保、あるいは「至当」を裁定する役割を担うという観念は容易に解消されなかったのである。
- 79) したがって、近世の合議の慣習をふまえると幕末の「議会構想」自体に「新しさ」はなかったとする菅原光氏の指摘は一面では正しいように思われる。もっとも、議会開設のプロセスの中に幕末の議会構想を位置づけるべきではないとする菅原氏の発言には同意できない（菅原光「マジックワードとしての「立憲主義」」、松田宏一郎・五百旗頭薫編『自由主義の政治家と政治思想』中央公論新社、2014年）。筆者は、草創期の議事機関がどのような特質を持っていたのか。それが時代を下るにつれて変容を遂げながらも、どのようにして帝国議会に影響を及ぼすのか（否か）を中期的なスパンで論じるべきだと考える。少なくとも幕末から明治中期を視野に入れつつ、なおかつ政治過程と政治思想の両方をふまえた議会制度史の構築が必要ではないだろうか。

【追記】

本稿の基になった日本史研究会近現代史部会（2017年12月18日）での筆者の報告では、参加者の方々から貴重なご意見をいただきました。末筆ながら厚く御礼申し上げます。

